

マツ林・ナラ林等景観向上事業（伐採処理・植栽）標準仕様書

（適用範囲）

第1 本仕様書は、「マツ林・ナラ林等景観向上事業 枯損木伐採処理・伐採跡地植栽業務委託（以下「業務」という。）」に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い業務を実施しなければならない。

（目的）

第2 本業務は松くい虫やカシノナガキクイムシ被害等により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理や伐採跡地への植栽により、森林環境や公益的機能の向上を重視した森づくりを図ることを目的とする。

（業務概要）

第3 本業務の概要は以下の通りである。

- (1) 業務箇所 秋田市上新城道川字大滝地内 ほか
(大滝山自然公園・浜田森林総合公園)
- (2) 業務内容 枯損木伐採処理 一式
マツ林伐倒処理
ナラ林伐倒処理
伐採跡地植栽 一式
ナラ林植栽

（事前協議）

第4 業務実施に当たり受託者はあらかじめ監督員の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

（受託者の義務）

第5 受託者は、契約の履行にあたり、関係法規・規則等諸法令を遵守するとともに、労務者の管理等法律の定めるところに従い、遺漏のないよう実施すること。また、対象林地の保護管理、特に火災等の予防には万全の措置を講ずること。

（業務の履行）

第6 受託者は、森林簿、森林計画図等と森林GPSとの照合により施業位置を確認して誤伐等がないように業務を実施しなければならない。

2 伐倒処理にあたっては、以下の通り実施すること。

(1) 伐倒

伐倒方向に十分注意するとともに、伐採の高さは、できるだけ地際から伐採するものとする。伐採木はかかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから作業を行うものとする。

(2) 枝払

伐倒木処理後の処理を容易にするために、林内における作業等に支障がない程度に伐倒木の枝払いを行うものとする。

(3) 玉切り

幹を玉切り（1～2 m程度）し、林内に集積するものとする。ただし、玉切り寸法は森林所有者の意向も踏まえて判断することができるものとする。

(4) 集積

集積は山腹斜面の等高線に沿った方向に整理し、下方への転落防止の措置を講じなければならない。ただし平坦地にあつてはこの限りでない。なお、できるだけ伐根等を活用し伐根付近上部に接地させることが望ましい。

伐倒木、枝条等は沢地や道路周辺に放置しないものとし、併せて土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分に配慮するものとする。

地形等が急峻で災害の危険性のある林分では、伐採木の崩れや流木の危険が高いことから、原則として伐倒木の玉切りは行わないものとする。

3 植栽にあたっては、以下の通り実施すること。また、植栽時期については、真夏や厳冬期を避けること。

(1) 苗木運搬

苗木運搬については、根をこも、むしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

(2) 植付け

植穴については、適切な径及び深さに掘り耕耘し、石礫および根株等の有害物を除去しなければならない。

植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、以下のことに注意すること。

①深植、浅植とにならないようにすること

②日光の直射が強い日および強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意すること

③気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告すること

(3) 施肥

施肥については、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布すること。また、肥料は、直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。

(写真管理)

第7 写真管理にあたっては、以下の通り整備すること。

(1) デジタルカメラにより撮影し管理データを提出すること。

(2) 施工箇所の全景写真（撮影が困難な場合は数箇所多方面から撮影）

(3) 施工前および施工後の写真（原則同一構図とする）

（業務の完了）

第8 受託者は、本業務が完了したときは速やかに業務完了報告書をもってその旨を委託者へ通知すること。

（その他）

第9 上記のほか、秋田県が制定する「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施要領」および「同事業実施基準」に基づき業務を実施すること。また、本仕様書に記載のない事項については監督員の指示を受けること。